

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017</p>	
<p>第 1 条 ～ 第 8 条 (略)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 8 条 (略)</p>	
<p>(免責) 第 9 条 日本貿易保険は、第 20 条第 4 項及び第 34 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一 ～ 六 (略)</p>	<p>(免責) 第 9 条 日本貿易保険は、第 20 条第 3 項及び第 34 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一 ～ 六 (略)</p>	
<p>(保険金不払、保険金返還) 第 10 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき 二 <u>被保険者等が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき</u> 三 輸出契約等が無効であったとき 四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき 五 <u>被保険者等が、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u> (保険契約の解除、失効) 第 11 条 日本貿易保険は、第 20 条第 2 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p>	<p>(保険金不払、保険金返還) 第 10 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき 二 <u>保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき</u> 三 輸出契約等が無効であったとき 四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき (保険契約の解除、失効) 第 11 条 日本貿易保険は、第 20 条第 2 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p>	

新	旧	備考
<p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p><u>三 被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。</p> <p>一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</p> <p>二 「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063（以下「名簿規程」という。））第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となったとき</p> <p>3 この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p>	<p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。</p> <p>一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</p> <p>二 「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063（以下「名簿規程」という。））第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となったとき</p> <p>3 この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p>	
<p>第11条の2 ～ 第21条（略）</p>	<p>第11条の2 ～ 第21条（略）</p>	
<p>（保険料の納付等）</p> <p>第22条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 ～ 7（略）</p> <p>一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</p> <p>二 名簿規程第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となった</p>	<p>（保険料の納付等）</p> <p>第22条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 ～ 7（略）</p> <p>一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</p> <p>二 名簿規程第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となった</p>	

新	旧	備考
<p>とき</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、被保険者が第 16 条の規定に基づき<u>損失等発生通知をした場合又は当該通知をすることを怠った場合</u>、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。</p> <p>9 ～ 10 (略)</p>	<p>とき</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、被保険者が第 16 条の規定に基づき、<u>損失等の発生を通知した場合</u>、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。</p> <p>9 ～ 10 (略)</p>	
<p>第 23 条 ～ 第 25 条 (略)</p>	<p>第 23 条 ～ 第 25 条 (略)</p>	
<p>第 26 条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第 8 条のてん補責任額は、第 6 条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に 100 分の 90 を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、貿易一般保険、簡易通知型包括保険又は中小企業輸出代金保険が存在する場合、当該輸出契約等に係る保険関係は成立しないものとみなす。ただし、当該輸出契約等について、貿易一般保険包括保険(鋼材) <u>特約書</u> (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00010) が存在する場合は、この限りでない。</p>	<p>第 26 条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第 8 条のてん補責任額は、第 6 条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に 100 分の 90 を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、貿易一般保険、簡易通知型包括保険又は中小企業輸出代金保険が存在する場合、当該輸出契約等に係る保険関係は成立しないものとみなす。ただし、当該輸出契約等について、貿易一般保険包括保険(鋼材) (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00010) が存在する場合は、この限りでない。</p>	
<p>第 27 条 ～ 第 28 条 (略)</p>	<p>第 27 条 ～ 第 28 条 (略)</p>	
<p>第 29 条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第 5 項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な<u>手続</u>を行うことを含む。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	<p>第 29 条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第 5 項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な<u>手続</u>を行うことを含む。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	
<p>第 30 条 ～ 第 42 条 (略)</p>	<p>第 30 条 ～ 第 42 条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 27 年 11 月 30 日から実施する。</u></p>		